

新型コロナウイルス対策に係る病院間連携体制整備事業について

1 事業の目的

新型コロナで勧告入院している者が、病状が軽快して退院基準を満たしていても、入院で ADL（日常生活動作）が低下し在宅での生活に戻ることがすぐには難しいため、コロナ病床での入院が長期化し、病床ひっ迫の一因となっている。

そのため、退院基準を満たした患者に対して退院するための支援を行うことで、病床を適正に運用し、新たな陽性患者を受け入れる病床を効率的に確保することを目的とする。

2 事業の内容

退院基準を満たしているにもかかわらず、入院で ADL が低下した高齢者等が在宅での生活に戻ることがすぐには難しい患者に対して、板橋区医師会へ委託をして、在宅医療センター療養相談室（以下「療養相談室」という。）が一時的な医療機関への入院の手配をし、転院後の病院が機能回復訓練や在宅生活への回復支援を行う。

3 対象者

次のすべての条件に該当する者

- ① 板橋区民または板橋区内の病院に入院している、概ね 65 歳以上の高齢者や障がい者（透析患者を含む。）であって、新型コロナに係る退院基準に該当した者のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア) 介護者が新型コロナ陽性となり入院をしている等などで介護者不在の間入院が必要な者
 - イ) 勧告入院中に低下した ADL 回復のためのリハビリ等を目的とした入院をする者
 - ウ) 在宅医療や介護サービス等の調整が必要となった場合、医療及び介護体制整備の時間を確保するための入院をする者
- ② 勧告入院をした病院を退院し、療養相談室の転院調整により引き続き転院先の病院に入院して機能回復訓練を実施することについて同意する者

4 事業の流れ

- ① 勧告入院している病院は、退院基準を満たした患者（対象者）に対して事業実施の同意を得て、療養相談室に連携を依頼する。
- ② 療養相談室は、病院からの連携依頼に基づいて、家族・勧告入院先の病院に現在の病状等を聴き取り、転院先の病院を確保する。
- ③ 転院後、転院先の病院は患者に対して必要な医療やリハビリなどを実施する。

5 事業の対象期間

転院した日を含む 14 日間

6 経費

ア 転院時の本人及び病院との調整並びに入院期間の実績確認等
35 万円／月

内訳：人件費相当分、その他経費（消耗品・雑費等）

イ 病床の確保及び在宅生活への回復支援

・ 転院先の病院 5 万円×日数（最大 14 日）×人数

内訳：移送費、差額ベッド代、寝具・シーツ等リース代、その他人件費・
雑費等（本人（患者）負担なし）

・ 転院元の病院 5 万円（転院にあたり必要な経費として、診療情報提供書
等の作成や検査等）

※ 本人負担となるもの 治療費、療養費、食費